

いわき平競輪場郡山場外車券売場移転改築事業
要求水準書

令和 7 年 7 月

いわき市産業振興部公営競技事務所

目次

1 総則

(1) 本書の位置づけ	1
(2) 本事業の目的	1
(3) 基本方針	1
(4) 事業範囲	1
(5) 事業スケジュール	2
(6) 遵守すべき法令等	3
(7) 事業の対象となる敷地及び既存施設の概要	8
(8) 事業概要	10
(9) 要求水準の変更	10

2 施設整備に関する要求水準

(1) 敷地計画	11
(2) 建築計画	11
(3) 建築構造計画	13
(4) 設備計画	13
(5) 主要諸室の構成計画	16

3 業務実施に関する要求水準

(1) 共通事項	22
(2) 設計に関する要求水準	22
(3) 建設工事に関する要求水準	26
(4) 工事監理に関する要求水準	29
(5) 完成検査及び引渡しに関する要求水準	30

4 提出書類

(1) 計画書	32
(2) 報告書	33

別紙 建築設計図面作成標準

(1) 図面リスト・記載内容	38
----------------------	----

1 総則

(1) 本書の位置づけ

いわき平競輪場郡山場外車券売場移転改築事業公募型プロポーザル要求水準書(以下「要求水準書」という。)は、いわき市(以下「市」という。)が、いわき平競輪場郡山場外車券売場移転改築事業(以下「本事業」という。)を実施するにあたり、市が要求する一定の水準を示すとともに、市が期待する提案の方向性を示すものである。

また、この要求水準で具体的な仕様等が示された内容については、これを遵守して提案を行うことを原則とするが、この水準は、本業務において要求する内容及び質を満たすべき最低限の水準であり、事業者が本要求水準書に示す基準を上回る水準で業務を実施することを妨げるものではない。

(2) 本事業の目的

いわき平競輪場郡山場外車券売場(以下、「郡山場外」という。)は、昭和26年に現在の第1駐車場(郡山市方八町一丁目346)に木造建造物として開設し、昭和58年の供用開始に現在の場所へ移転改築して以降、40年以上が経過しており、電気・機械設備の劣化が著しく施設全体の老朽化が進んでいる。本施設は、コロナ禍等により利用者が減少傾向にあるが、全国の専用場外及びサテライト施設の中では常に上位の売上額を保っており、福島県中地方における車券販売の重要拠点であること、また本市財政に貢献していくためにも引き続き必要な施設である。

このため、同施設駐車場内に現在の利用者数に見合う形で施設規模を大きく縮小し、コンパクトな施設とすることで、イニシャルコスト・ランニングコストを抑えた施設整備を図ることが最適であるとの結論に至ったことから、以前設置していた第1駐車場敷地内に規模を縮小したコンパクトな施設を整備することにより、安定的な競輪事業の運営を図るものである。

(3) 基本方針

市は、本事業において民間のノウハウを効果的に活用し、以下のような施設整備の実現を目指す。

- ① 限られた敷地面積・費用等、諸条件の中で収益向上・競輪普及を図るため、競輪に興味が無い客層にも来場・購買意欲を持たせるような外観・内観・設備等を検討する。
- ② 万が一、競輪人口の減少などにより、将来的に来場者数及び売り上げが減少した場合、施設の運営方針を見直さざるを得ない事態を想定し、施設を車券販売以外の多用途に使用するための改修・転用が容易な構造とする。

(4) 事業範囲

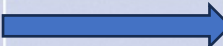
本事業において、事業者が実施する業務範囲は、以下のとおりとする。

① 施設整備業務

- ア 測量等事前調査
- イ 各種許認可申請等
- ウ 設計(基本設計・実施設計)
- エ 工事監理
- オ 造成工事
- カ 建設工事
- キ 外構等工事(駐車場整備含む)
- ク 完成検査及び引渡し
- ケ 什器・備品・家具の設置
- コ 近隣対応・周辺対策
- サ 別途いわき市が発注する他工事等との調整
- シ その他これらを実施する上で必要な関連業務

(5) 事業スケジュール

本事業のスケジュールは下表のとおりとし、事業期間は、事業契約締結の日から令和10年3月31日とし、令和10年4月からの供用開始を予定している。ただし、事業者の提案により工事目的物の引渡し及び事業の完了を前倒しすることを可能とする。

項目	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)
プロポーザル方式による公募・契約	 3 か月			
基本計画・基本設計	 3 か月			
実施設計		 6 か月		
建築工事・供用開始準備			 1 年 6 か月	
供用開始				

(6) 遵守すべき法令等

本事業の実施にあたり、遵守すべき法令(施行令及び施行規則等を含む。)等は以下のとおりである。このほか本事業に関連する法令等を遵守することとし、関係法令に基づく許認可等が必要な場合、事業者は、その許認可等を取得しなければならない。また、法令等については、契約締結時点での最新版を遵守すること。

① 法令等

- ア 自転車競技法
- イ 地方自治法
- ウ 建築基準法
- エ 建築土法
- オ 都市計画法
- カ 景観法
- キ 消防法
- ク 道路法
- ケ 道路交通法
- コ 水道法
- サ 下水道法
- シ 電気事業法
- ス ガス事業法
- セ 電波法
- ソ 警備業法
- タ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- チ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ツ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- テ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律
- ト 環境影響評価法
- ナ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ニ 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ヌ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ネ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
- ノ 水質汚濁防止法
- ハ 建設業法
- ヒ 労働基準法
- フ 労働安全衛生法
- ヘ 振動規制法
- ホ 悪臭防止法
- マ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ミ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

- ム 災害対策基本法
- メ 土壌汚染対策法
- モ 環境基本法
- ヤ 大気汚染防止法
- ユ 振動規制法
- ヨ 興行場法
- ラ フロン排出抑制法
- リ 電気通信事業法
- ル 地方公営企業法
- レ 騒音規制法
- ロ 建設リサイクル法
- ワ 循環型社会形成推進基本法
- ヲ ダイオキシン類対策特別措置法
- ン 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- a 電気用品安全法
- b 高圧ガス保安法
- c 計量法
- d 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法
- e 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律
- f バイオマス活用推進基本法
- g その他必要な法令

② 条例等(施行規則含む)

- ア 自転車競技法
- イ 自転車競技法施行規則
- ウ 自転車競技法施行規則第15条第1項第4号の規定に基づく場外車券売場施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準（告示第370号）
- エ 経済産業省通達（「競輪開催の適正化」「場外車券売場施設の設置等に関する指導要領について」）
- オ 競輪開催運営ガイドライン(競輪場施設改善指針)
- カ 郡山市建築基準施行細則
- キ 福島県人にやさしいまちづくり条例
- ク 郡山地方広域消防組合火災予防条例
- ケ 郡山市屋外広告物条例
- コ 福島県環境基本条例
- サ 郡山市中高層建築物の建築に関する指導要綱
- シ 福島県生活環境の保全等に関する条例
- ス 郡山市景観づくり条例
- セ 郡山市風致地区内における建築物等の規制に関する条例

- ソ 福島県自然環境保全条例
- タ 郡山市廃棄物の適性処理、再利用及び環境美化に関する条例
- チ 郡山市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則
- ツ 郡山市都市の低炭素の促進に関する法律施行細則
- テ 福島県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則
- ト 福島県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則
- ナ 郡山市水道事業給水条例
- ニ 郡山市下水道条例
- ヌ 郡山市開発許可申請等の手続要綱
- ネ その他の関連条例

③ 適用基準

本事業の実施にあたっては以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう事業を実施しなければならない。(最新版を適用する)

ア 共通

- (ア) 官庁施設の基本的性能基準
- (イ) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- (ウ) 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- (エ) 官庁施設の環境配慮診断・改修計画指針
- (オ) 官庁施設の環境保全性基準
- (カ) 官庁施設の環境保全性に関する診断・改修計画基準
- (キ) 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- (ク) 省エネルギー建築設計指針
- (ケ) 福島県電子納品に関するガイドライン
- (コ) 建築設計業務等電子納品要領
- (サ) 建築C A D図面作成要領(案)
- (シ) 公共建築工事積算基準
- (ス) 公共建築工事共通費積算基準
- (セ) 公共建築工事標準単価積算基準
- (ソ) 建築物解体工事共通仕様書
- (タ) 建築工事における建設副産物管理マニュアル
- (チ) 郡山市人にやさしいまちづくり条例施設整備マニュアル
- (ツ) 福島県公共事業等景観形成指針
- (テ) いわき市公共施設等総合管理計画
- (ト) 床面積の算定方法の解説
- (ナ) 官庁施設の企画書及び設計説明書作成要領
- (ニ) 官庁施設の防犯に関する基準
- (ヌ) 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針

- (ネ) 建設副産物適正処理推進要綱の解説
- (ノ) 建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料評価名簿

イ 建築

- (ア) 建築工事設計図書作成基準
- (イ) 敷地調査共通仕様書
- (ウ) 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
- (エ) 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
- (オ) 公共建築木造工事標準仕様書
- (カ) 建築設計基準
- (キ) 建築設計基準の資料
- (ク) 建築構造設計基準
- (ケ) 建築構造設計基準の資料
- (コ) 建築工事標準詳細図
- (サ) 擁壁設計標準図
- (シ) 構内舗装・排水設計基準
- (ス) 構内舗装・排水設計基準の資料
- (セ) 表示・標識標準
- (ソ) 建築工事監理指針(建築工事編)
- (タ) 建築改修工事監理指針(建築工事編)
- (チ) 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説
- (ツ) 高力ボルト接合設計施工ガイドブック
- (テ) 場所打ちコンクリート杭施工指針・同解説
- (ト) 溶接工作規準
- (ナ) 建築鉄骨設計基準及び同解説
- (ニ) 構内舗装・排水設計基準
- (ヌ) 敷地調査共通仕様書
- (ネ) 官庁施設の基本的性能基準
- (ノ) 官庁施設の企画書及び設計説明書作成要領
- (ハ) 官庁施設の総合耐震計画基準
- (ヒ) 官庁施設の環境保全性に関する基準
- (フ) 官庁施設の環境保全性に関する診断・改修計画基準
- (ヘ) 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- (ホ) 省エネルギー建築設計基準
- (マ) 環境配慮型官公庁建設設計指針
- (ミ) 建築物におけるコンクリートの品質管理実施要領
- (ム) 建設副産物の管理基準(案)
- (メ) 福島県共通仕様書(業務委託編) 【数量総括表含む】
- (モ) 福島県土木設計マニュアル(設計積算編)

- (ヤ) 道路土工 各指針
- (ユ) 事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針
- (ヨ) いわき市の景観を守り育て創造する条例
- (ウ) いわき市大規模行為景観形成基準
- (リ) 事務所衛生基準規則
- (ル) いわき市産業廃棄物処理指導要綱
- (レ) ごみ処理に係るダスト類発生防止等ガイドライン

ウ 建築積算

- (ア) 福島県建築関係工事積算基準
- (イ) 公共建築数量積算基準
- (ウ) 公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)
- (エ) 公共建築工事見積標準書式(建築工事編)
- (オ) 営繕工事積算チェックリスト

エ 設備

- (ア) 建築設備計画基準
- (イ) 建築設備設計基準
- (ウ) 建築設備工事設計図書作成基準
- (エ) 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- (オ) 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
- (カ) 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
- (キ) 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
- (ク) 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)
- (ケ) 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)
- (コ) 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- (サ) 建築設備耐震設計・施工指針
- (シ) 建築設備設計計算書作成の手引
- (ス) 電気設備工事監理指針
- (セ) 建築改修工事監理指針(電気設備工事編)
- (ソ) 自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報設備工事基準書
- (タ) 消防用設備等の技術基準
- (チ) 機械設備工事監理指針
- (ツ) 建築改修工事監理指針(機械設備工事編)
- (テ) 建築設備計画基準・同要領
- (ト) 建築設備耐震設計・施工指針
- (ナ) 官庁施設の環境保全性に関する基準
- (ニ) 給水装置施行基準
- (ハ) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (ホ) 日本工業規格

- (ノ) 電気学会電気規格調査会標準規格
- (ハ) 日本電機工業会規格
- (ヒ) 日本電線工業会規格
- (フ) 日本電気技術規格委員会規格
- (ヘ) 日本照明器具工業会規格
- (ホ) 電気設備内線規程
- (マ) クレーン等安全規格及びクレーン構造規格
- (ミ) ボイラー及び圧力容器安全規則
- (ム) 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン
- (メ) 高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン
- (モ) 高調波抑制対策技術指針

オ 積算

- (ア) 公共建築設備数量積算基準
- (イ) 公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)同解説
- (ウ) 公共建築工事見積標準書式(設備工事編)

(7) 事業の対象となる敷地及び既存施設の概要

① 敷地概要

移転改築を計画している敷地（郡山場外車券売場第1駐車場）の主な条件は、次のとおりである。ただし、これらの前提条件は参考として示すものであり、事業者は、本事業の検討・実施等にあたり、自らの責任において関係機関等への確認を行うこと。

項 目	内 容
敷地所在	福島県郡山市方八町一丁目 346
敷地面積	3,315.87 m ² (実測面積)
区域区分	市街化区域
用途地域	近隣商業地域、工業地域
建ぺい率	60%, 80%
容積率	200%
防火・準防火	準防火地域
風致地区	－
盛土規制区域	宅地造成等工事規制区域
埋蔵文化財	該当あり
接道	県道 65 号線、市道 (43116)

インフラ 整備状況	下記インフラの接続にあたっては、それぞれの管理者が定める規則等に従い事業者の負担で整備すること。提案にあたっては、事業者において必要な調査・協議等を行い、接続箇所・方法等を決定すること。 ① 上水道 上水道供給区域 ② 下水道 公共下水道処理区域 ③ 電力 東北電力管内 ④ ガス 東部ガス管内
その他	その他記載以外の事項については、事業者において調査を行うこと

② 既存施設概要

ア 建築概要

項 目	内 容
建築年	昭和58年3月
構造	鉄筋コンクリート造 3階建て
所有	いわき市
建築面積	3,248.37 m ²
延床面積	5,877.21 m ²
収容人数（客席）	3,500人、一般席500席、特別席（有料）60席

イ 諸室等の概要

階 数	諸 室	内 容
1 階	来場者エリア	
	客溜まり	1,163.92 m ²
	喫煙所	69.87 m ²
	キッズルーム	22.41 m ²
	ファン相談室	12.4 m ² （中央に透明な仕切り有り）
	自販機コーナー	24.75 m ²
	救護室（多目的室）	55.74 m ²
	倉庫	8 か所
	その他	エントランス、通路、便所、出入口・風除室（3 か所）
	関係者エリア	
	警備本部	50.70 m ²
	券売管理室	324.47 m ²
	警備員詰所	19.91 m ²
	会議室	52.85 m ²
	清掃員詰所	20.50 m ²
	車庫（現金輸送車用）	43.12 m ²

	その他	関係者用出入口、通路、更衣室、便所、給湯室、機械室、電気室、発電機室、設備監視室、他
2 階	来場者エリア	
	客溜まり	1118.43 m ²
	特別観覧席	250.13 m ²
	喫煙所	76.95 m ²
	関係者エリア	
	券売管理室	239.23 m ²
	集計センター	59.48 m ²
	サーバー室	17.09 m ²
	警備員詰所	15.64 m ²
	倉庫	1 か所
	その他	便所、休憩室、給湯室、機械室
3 階・ RF 階	機械室	305.5 m ² 、
	倉庫	2 か所

(8) 事業概要

① 施設名称 : いわき市営いわき平競輪場郡山場外車券売場

② 主要用途 : 場外車券売場

③ 整備方法 : 新築（移転改築）

④ 概要 : 建築面積 1,000 m²程度
延べ床面積 1,000 m²程度
建物構造 鉄骨造、1 階建て

⑤ 構造安全性: 構造耐震安全性 III 類
非構造部材耐震安全性 B 類
建設設備耐震安全性 乙類

⑥ ライフサイクルコストの削減

イニシャルコストだけでなく、ランニングコストも含めたライフサイクルコストの縮減に配慮し、維持管理・運営しやすい施設とする。

⑦ その他

事業費抑制、工期短縮などの合理的理由により異なる提案も可とするが、要求水準書と同等以上の性能、品質が確保できることを必須条件等する。

(9) 要求水準の変更

① 要求水準の変更事由

市は、事業者の決定後、本事業終了までの間に、下記事由により要求水準を変更する場合がある。

ア 法令等の変更により、業務内容が著しく変更されるとき。

イ 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく

変更されるとき。

ウ 市の事由により、業務内容の変更が必要なとき。

エ その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

② 要求水準の変更手続き

市は、要求水準を変更する場合、事前に事業者へに通知する。要求水準の変更に伴い、契約書に基づく事業者への支払金額を含め契約の変更が必要なときは、契約の変更を行うものとする。詳細は契約書において示す。

2 施設整備に関する要求水準

(1) 敷地計画

① 造成計画

ア 切土や盛土が必要な場合には、施工位置や施工の高さを事前に市と協議しながら設計を進めること。

イ 接続道路から適切にアプローチできるようにすること。

ウ 場内の雨水が溜まらないように勾配を設定すること。

エ 来場者駐車場については、再配置計画をすること。

オ 道路の切り下げ/切り開き等に関する関係機関との協議を行うこと。

(2) 建築計画

① 配置計画

ア 第1駐車場南側へ建設し、北側は来場者駐車場とすること。

イ 建物の南北に来場者用の出入口を設置すること。

ウ 安全・安心でわかりやすい配置計画とし、避難誘導や救助活動が容易に行えるように配慮して計画すること。

② 外観計画

ア 競輪場外車券売場と遠目から容易に判断可能な外観とすること。

イ 温室効果ガス削減や機能性を重視したデザインとするとともに、競輪を象徴するようなコンセプトを提案し、それに基づいたデザイン計画とすること。

ウ 外部仕上げは、耐久性、維持管理、更新性だけでなく、デザイン性にも配慮した計画とすること。

③ 平面計画

ア 各室の配置計画にあたっては、「(5) 主要諸室の構成計画」に示す要求水準を踏まえた上で、利便性、安全性、防災性、遮音性等を考慮した計画とすること。

イ 主要諸室を構成する各階エリアのゾーニングは、来場者エリアや管理エリアのセキュリティ計画等を考慮して行うこと。

ウ 関係者エリアは現金等を取り扱う都合上、内外共に来場者エリアからは侵入で

きない構造とすること。

エ 関係者エリアにおいて、現金を扱うエリア（券売管理室（投票所裏）～現金輸送車まで）の配置や動線については、防犯・セキュリティの面において十分に留意・検討し、発注者と協議すること。

オ 将来的な改修の容易性に配慮すること。

④ 断面計画

ア 天井内のダクト、配管、配線ラック等と構造体(特に大梁)の関係性を十分に考慮した計画とすること。

イ 配管ピットの採用を経済性、更新性等の各方面から検討すること。

ウ 日常点検などの維持管理や、将来的な改修に配慮し、経済的な断面計画とすること。

エ 各室の天井高さについては、開口窓、空調設備、排煙設備、経済性、維持管理性、意匠性等の各方面から検討すること。

⑤ 仕上げ計画

ア 外装等の仕上げは「②外観計画」に示すほか、建物の断熱性能や構造躯体の保護等を考慮すること。

イ 仕上げ材は、環境にやさしく長寿命で耐久性に優れ、かつ清掃や補修など日常的な維持管理が容易なものを選定すること。

ウ 各室の用途、要求水準に応じて断熱、吸音、遮音性能を十分検討して計画すること。特に、住宅が隣接しているので、外部への音漏れには十分留意すること。

エ 地震時の剥落、落下による二次災害抑制に配慮した仕上げ材とすること。

オ 危険な凹凸を避ける等、怪我をしない素材を選定し安全性に配慮すること。

カ ノンワックスの材料を選定するなど、日常の維持管理に配慮すること。

キ トイレ等の仕上げ材は抗菌、抗ウイルス、消臭等、機能性のある材料の選定を検討すること。

ク 快適な空間を提供できるよう、色彩計画には十分に配慮すること。

⑥ 環境配慮計画

ア 「Z E B R e a d y」相当を目指した整備とすること。

イ 外部建具のガラスは、複層ガラス(L o w - E ガラス)の採用を基本とすること。

ウ 廃棄物の発生を抑制するとともに、資材の再利用、再生利用を促進する資源循環型社会の構築に向けて、本事業の建設工事においても積極的に再生資材等の活用を検討すること。

エ 自然換気システム、自然エネルギーの活用等の検討を積極的に行うとともに、維持管理コストの低減にも配慮すること。

⑦ 維持管理計画

ア 建物の長寿命化に配慮し、ライフサイクルコスト低減効果の高い施設とするこ

と。

イ 冷暖房負荷の低減を図り、電気、ガス、水道等の水光熱費の抑制に配慮すること。

ウ 維持管理や設備更新を容易に行うことができるよう配慮すること。

⑧ サイン計画

ア わかりやすく、視認性に優れたサインとすること。

イ 内外の建築意匠と一体感のあるデザインとなるよう検討すること。

(3) 建築構造計画

① 構造・耐用年数

ア 主要構造部は鉄骨造とし、施設の耐用年数は、38 年以上（法定耐用年数）を想定すること。

イ 構造躯体及び建設資材は普及品・標準品を基本とし、将来的に更新しやすい仕様とするとともに、再利用や再資源化が可能な材料を最大限導入すること。

② 耐震安全性の分類

ア 施設の耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・津波計画基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)」に基づき、次の基準以上とすること。なお、ここに記載しない項目については、「官庁施設の基本的性能基準」と同等の水準を確保すること。

- | | |
|-------------|----|
| ・ 構造体耐震安全性 | Ⅲ類 |
| ・ 非構造部耐震安全性 | B類 |
| ・ 建築設備耐震安全性 | 乙類 |

(4) 設備計画

① 一般事項

ア 設備方式、機器選定、施工にあたっては、耐久性、信頼性、耐震性、維持管理性、省エネルギー性、安全性、更新性、メンテナンス性に配慮した計画とすること。

イ 各種設備の更新、メンテナンスを考慮し、各設備シャフト内はゆとりのある計画とし、原則として点検扉を設置すること。

ウ 各設備機器は、用途等に応じてリスク分散、冗長性に配慮して選定し、故障時にも速やかに修理対応が可能なものとし、交換、保守部品が容易に入手可能なものを計画すること。

エ ライフサイクルコストの低減に配慮すること。

オ 各インフラの引込み、施工にあたって必要な協議は、発注者及び各インフラ供給業者と協議を行うこと。

カ 建築付帯設備は、良好な室内環境(温度、湿度、照度等)を維持、調整できる計画とすること。

キ 環境に配慮した資材の採用等を行うこと。

ク 再生可能エネルギーの活用等、各種の省エネルギー手法の採用を計画すること。

ケ 防犯のため各扉は、鍵による施錠できるよう計画すること。

② 電気設備

ア 受変電設備

(ア) 受変電設備はキュービクル式とし、設備容量及び設置場所は事業者の提案によるものとする。

(イ) 避雷器の設置をすること。

イ 自家用発電設備

(ア) 停電時における、場内の建築付帯電気・機械設備の電源として自家用発電機を設置すること

ウ 幹線・動力設備

(ア) 動力設備は各動力・制御盤及び当該盤の一次配線や負荷間のケーブルラック・配管及び配線とする。

(イ) 動力盤は将来増設用にブレーカスペースを適切に見込むこと。

(ウ) 幹線は途中での接続や幹線分岐を行わないこと。

エ 電灯設備

(ア) 施設全体の照明器具はLED照明とし、配光・輝度・演色性・建築意匠との調和等に配慮し選定すること。

(イ) 共用部である廊下、階段、更衣室、給湯室、トイレ、倉庫等の照明は人感センサーによるON・OFF制御や調光制御を採用し省エネを図ること。

(ウ) 防犯・安全等の目的により屋外照明を適切に設置すること。

オ コンセント設備

(ア) 部屋の用途及び目的に応じた取付位置、型式、数量及び容量とすること。また将来の拡張性、多用途転用・活用に配慮すること。

(イ) 共用部には適切な維持管理ができるよう適宜コンセントを設けること。

カ 構内情報通信設備

(ア) 光インターネット回線を引き込むため配管及び配線を行い、1階管理エリアにモデムを設置すること。また、場内でWi-Fi接続が可能な環境を整備すること。

(イ) モデムは、容易に電源操作ができる設置とすること。

キ テレビ共同受信設備

(ア) 必要箇所にテレビ受信設備を設置すること。

(イ) 地上デジタル放送を視聴可能なこと。

ク 非常・業務兼用放送設備

(ア) 警備本部から屋内外等に放送ができるようにすること。

(イ) エリアごとにアッテネータを設置すること。

ケ 防犯設備

(ア) 場内各所に死角が生じないように防犯カメラを設置し、警備本部にモニタを配

置すること。また、1 カ月以上録画可能な設備を設置すること。

コ 自動火災報知設備

- (ア) 消防法に基づき必要な受信機、感知器等を必要個所に設置すること。
- (イ) 消防法により必要な非常警報装置等(総合盤等)を警備本部等に設置すること。
- (ウ) ガスを使用する場所には、ガス漏れ警報器を設置し、総合盤で警報を発報できるようにすること。

③ 空気調和設備

ア 空気調和設備

- (ア) 機器の容量は、空調熱負荷計算等に基づき算定すること。
- (イ) 空調ゾーニングは、方位別、部位別、室用途別などの要因を把握し計画すること。
- (ウ) 外気負荷軽減のシステムを計画すること。
- (エ) 各部屋ごとに個別の空調機器を設置すること。

イ 換気設備

- (ア) 建築物の全体及び各階各部において、給気、排気のバランスを確保すること。
- (イ) 外気取入口は、導入外気の空気清浄度が確保できる位置で計画すること。
- (ウ) 各室にて発生した臭気や物質が、他の室に影響を及ぼさない計画とすること。
- (エ) 各室に必要な換気設備を設けること。

ウ 排煙設備

- (ア) 自然排煙を原則として計画すること。
- (イ) 自然排煙が確保できない室、居室については、原則として告示によることとし、建築意匠計画と併せて計画すること。
- (ウ) 排煙区画については、建築意匠計画と併せて計画すること。

④ 給排水衛生設備

ア 衛生器具設備

- (ア) 節水効果や利用者の利便性等を考慮した計画とすること。
- (イ) 便器の洗浄水量を考慮し、洗浄水が確実に流れる配置計画とすること。
- (ウ) 小便器洗浄は自動洗浄とすること。
- (エ) 大便器には洗浄暖房便座を設けること。
- (オ) 各洗面器・手洗い器の水栓は自動水栓とする。

イ 給水設備

- (ア) 衛生的な水が、各器具及び機器に必要な水量、水圧で供給される計画とすること。
- (イ) 給水方式は、給水量計算等に基づき検討を行った上で、水道局と協議し計画すること。
- (ウ) 受水槽や加圧給水ポンプ等は、水使用量等を考慮し、必要に応じて設置すること。
- (エ) 逆流、逆サイホン及びウォーターハンマーを防止する計画とすること。

ウ 給湯設備

- (ア) 給湯方式は、湯の用途、使用量等を考量した計画とすること。
- (イ) 各トイレ、給湯室に湯が供給できるよう、給湯設備を計画すること。
- (ウ) 水の温度上昇に伴う、配管や機器の破損を防止する計画とすること。

エ 排水設備

- (ア) 自然流下式とし、衛生的に公共下水道まで導く計画とすること。
- (イ) 通気管の端部は屋外に開放し、臭気等が屋内流入しない計画とすること。

オ ガス設備

- (ア) 設備計画上で必要な場合に採用することとし、都市ガス設備で計画すること。
- (イ) 関連法令等に基づいた計画とすること。

カ 消火設備

- (ア) 関連法令等に基づいた計画とすること。

キ その他

(5) 主要諸室の構成計画

本事業において整備する場外車券売場は、主に以下の諸室で構成し、概ね延べ床面積 1,000 m²程度の建築物とすることを想定している。なお、記載している内容は必要最低限の要求水準であり、上限額の範囲内において、事業者による施設利用者等が快適に過ごすことができるよう、また一般利用を見据えた、より優れた提案を行うことを妨げるものではない。

① 施設全体の要求水準

項目	要求水準
収容人数	300 人以上が収容可能な施設とすること。
整備方法	郡山場外車券売場の第 1 駐車場敷地内に新築する。
駐車場	第 1 駐車場内に 70 台程度の駐車スペースを確保すること。
環境負荷軽減策	環境負荷軽減策を提案すること。
その他	・ユニバーサルデザインに基づいた設計を行うこと。 ・災害発生時における避難経路を確保すること。 ・関係者エリアとお客様エリアを、明確に区分すること。やむを得ず関係者とお客様の動線が重複する場合は、必要な安全措置を講じること。 ・観客の用に供する主要施設は、お客様の動線を十分考慮した配置とすること。また、観客席及びお客様の主要動線が屋外となる場合は屋根を設置すること。

② 主要諸室の要求水準

ア 来場者エリア

施設名	規模	要求水準
来場者出入口	2 か所	・ 2 か所以上設置すること。 ・ 敷地が南北縦長の形状であり、建物も南北縦長になることが想定されることから、北側と南側にそれぞれ 1 か所ずつ設置すること。 ・ 風除室を設置すること。 ・ 自動ドアとすること。 ・ 来場者が入退場するために十分な広さを確保すること。
エントランスホール		・ 壁に掲示スペースを設置すること。 ・ 専門誌販売店舗用のスペース（1.5m×2.0m：2 か所）を確保すること。ただし、専門誌販売店舗は、来場者の入退場や通行を妨げない位置とすること。
受付案内 （インフォメーションコーナー）	1 か所	・ お客様が利用しやすい場所に設置し、分かりやすいように表示をすること。 ・ 「壁に窓枠をつけてカウンターにする」など、バックヤードに直結する方式とすること。 ・ カウンターは 2 m 以上確保すること。 ・ 荷物預かりも対応可能な設備とすること。 ・ 車椅子利用者にも配慮した構造とすること
お客様相談所	1 か所 24 m ² 以上	・ 職員とお客様を完全に遮断し、折衝に際して安全が保たれる位置及び構造とすること。 ・ 折衝の過程においても事故発生から解決までの間、お客様の動向が詳細に確認でき、また、お客様に呼びかけることができると同時に、警備その他の関係についても完全に連絡できる設備を設けること。 ・ 警備本部、自衛警備本部又は警察官詰所に近接させること。 ・ 警備カメラ・音声記録装置等の保安設備を設置すること。
救護所	1 か所 8 m ² 以上	・ ベッドを設置し、緊急時に救急車への患者の移送が容易にできる位置及び構造とするとともにお客様に分かりやすいように表示すること。 ・ 急病者への救急対応として A E D 等の救命装置を部屋の前など、適切な場所に設置するとともにお客様に分かりやすいように表示すること。
投票所（屋内）	○投票窓口 ・ 自動販売：11 窓以上 ・ 有人販売：2 窓以上 ○観客席：160 席以上 ○立見席：100 人以上 ○投票窓口と客席の距離：5 m 以上	・ 投票施設は、広さや動線等お客様の利便性を考慮し、観客席から至近距離に設置すること。 ・ 投票窓口と客席の間を 5 m 以上確保し、購入の際、余裕をもってお客様が整列できるようにすること。

		・車椅子用客席を設けること。また、座席数については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づくこと。 ・投票等の窓口をカラーリング、サイン等により明確に区分すること。 ・マークカード記載台を投票窓口の周囲に適正数設置すること。なお、配置については、お客様の動線を妨げないようにすること。 ・客席を配置にあたっては、郡山地方広域消防組合火災予防条例に基づき、椅子の間隔や避難通路の幅等を設計すること。 ・照明、採光等により安全かつ快適に利用できる照度を確保すること。 ※ 投票機を含むトータリゼーターシステムは郡山場外の既設使用を検討しており、機器費・移設費は本工事は別途発注するため、本契約には含まない。 ・投票施設に附帯して、オッズ表示やレース映像の放映等を行う情報表示装置等（場内モニター等）を適正数配置すること（4 場同時発売可能とすること）。 ・情報表示装置（場内モニター等）の設置にあたっては、点灯・落下防止措置に万全を期す等、お客様の安全面に配慮すること。 ・お客様の利便性に配慮し、全賭け式のオッズを表示するモニターを設置すること。 ・モニターに映像を配信するための設備はトータリゼーターシステムに含まれるため、本契約に含まないものとする（施工範囲：モニター設置及び集計センターまでの配線敷設） ・窓口の裏（観客席の反対側）に券売管理室を設置すること。券売管理室の詳細は事項参照。
投票所（屋外）	○投票窓口 ・自動販売：3 窓以上 ・有人販売：1 窓以上 ○観客席：40 席以上 ○投票窓口と客席の距離：3m以上	・窓口及び観客席上部に屋根を設置すること。 ・非開催日払戻業務を想定しているため、窓口にシャッターを設置するなど、必要な安全管理及び防犯措置を施すこと。 ・出入口付近に設置すること。 ・屋外用冷暖房設備を設置すること。 ・その他、記載のない事項については、屋内投票所に準じること。
特観席		・本施設における更なる魅力向上に寄与する機能であり、設置については事業者からの提案による。
男子トイレ	1 か所以上	・十分な換気設備を設置し、必要に応じて空調設備を設置すること。 ・ブースの扉は、未使用時は常時開放状態とできる作りとすること。

		・男子用小便器は個別式便器とし、洗浄方式はセンサー感知式とすること。 ・洗面所はトイレ内に設置し、個別式とすること。 ・各トイレに設置する洋式便器は、温水洗浄便座の設置を配慮すること。 ・手すり、姿見、エアータオル、フック等を適宜設けること。 ・敷地が南北縦長の形状であり、建物も南北縦長になることが想定される一方、職員の離籍時間を短縮することが望ましいため、関係者トイレを建物端に設置する場合、反対側に2か所目を設置すること。その際、2カ所目については個室（洋式便器1台）を可とする。
女子トイレ	1か所以上	・男子トイレに準じること。
車椅子用トイレ	来場者エリア：1か所以上	・高齢者、障がい者、妊婦及び子ども連れ、異性介助者等、様々な利用者が使いやすい仕様とすること ・出入口扉は自動扉とすること
喫煙所	複数個所、8㎡以上	・健康増進法（分煙）など、関係法令を遵守した位置・設備とすること。
自販機コーナー	1か所以上 計4台分以上	・清涼飲料水、菓子類を販売する自動販売機を設置できるスペース・設備とすること。
身障者用駐車場	1台以上	・建物出入口付近に設置すること。 ・入退場時、雨に濡れないよう屋根等を設置すること。
給茶機コーナー	1か所以上 計3台以上	・機器は郡山場外から移設し使用する。 ・給茶機（ホシザキ東北製：PTE-100H2WB-C）が設置・使用できるスペース・設備とすること（電源・ドレン排水等）
その他		・公衆電話を、必要に応じてお客様が利用しやすい場所に設置すること。

イ 関係者エリア

施設名	規模	要求水準
外構		・来場者が関係者エリアに立入り出来ないよう、フェンス等を設置し隔離すること。 ・関係者エリア内が外から視認出来ないようにすること。 ・現金輸送車が出入りするための開閉ゲートを設置すること。 ・上記ゲートとは別に、関係者用の出入口をフェンス等に設置すること。また、施錠可能とすること。
従業員通用口	1か所以上	・関係者以外が安易に入れないよう IC カードや暗証番号入力などセキュリティ対策を講じること。
廊下	幅2m以上	・職員同士のすれ違いや物品の搬送が容易な広さを確保すること。

会議室／応接室	1 か所 30 m ² 以上	・外壁側に面し、自然光の入る配置とすることが望ましい。
警備本部	1 か所 24 m ² 以上	・場内防犯カメラの映像を同室内で確認できるようにすること。その際、全台同時に確認可能にすること。 ・自動火災報知設備の受信機を設置すること。 ・全館へ放送可能な設備を設置すること。 ・お客様相談所やインフォメーションに近接した位置に設置すること。
警備員詰所	15 m ² 以上	・来場者エリアへのアクセスが容易な位置に設置すること。 ・簡易な更衣スペースの設置を検討すること。
集計センター	1 か所 40 m ² 以上	・集計用機械＋映像作成・分配用機器を設置可能な広さを確保すること。 ※ 上記設備は既存の郡山場外の既設使用を検討しており、当該機器の設置は本契約には含めない。 ・機器の排熱を含めた空調機器の仕様とすること。
電算室（サーバー室）	1 か所 13 m ² 以上	・競輪販売用の専用サーバーを設置する部屋であるが、機器を設置可能な広さを確保すること。 ※ 上記設備は既存の郡山場外の既設使用を検討しており、当該機器の設置は本契約には含めない。 ・機器の排熱を含めた空調機器の仕様とすること。
金庫室	1 か所 5 m ² 以上	・集計センターに近接した配置とすること。
券売管理室（投票所）	各投票所の裏	・券売機や紙幣整理機等の寸法や動線確保を考え、最低3 m以上の幅を確保すること。 ・現金輸送車までの動線について、防犯・セキュリティの面から十分に留意・設計すること。 ※ 投票機を含むトータリゼーターシステムは郡山場外の既設使用を検討しており、機器費・移設費は本工事とは別途発注とするため、本契約には含まない。
機械室・電気室	1 か所 50 m ² 以上	・設備修繕等の際、機器が十分搬入出可能な出入口を設置すること。 ・消防法上必要な消火設備を設置すること。
設備職員詰所	1 か所 5 m ² 以上	・機械・電気室に隣接または同室内部に設置すること。 ・自動火災報知設備の副受信機を設置すること。 ・簡易な更衣スペースの設置を検討すること。

UPS室	8 m ² 以上	・UPS（無停電電源装置）を設置するため十分な広さを確保すること。 ・UPS（無停電電源装置）はトータリゼーターシステムに含まれるため、当該機器の設置は本契約には含めない。
倉庫（マークシート用）	1 か所以上 12 m ² 以上	・投票用のマークシートを保管するため、湿気対策として、換気等に十分留意すること。
倉庫（その他）	3 か所以上 各 10 m ² 程度	・除雪用器具、カラーコーン・椅子・トイレットペーパー等の備品を保管するための倉庫であるが、出し入れを考慮したドア（広さ等）を設置すること。
廃棄物置場	1 か所 10 m ² 以上	
女性休憩室・更衣室	1 か所 10 m ² 以上	
受付休憩所	1 か所 5 m ² 以上	・インフォメーションに近接した位置に設置すること。
給湯室	2 か所以上	・北側と南側、それぞれ設置を検討すること。
男子トイレ	1 か所以上	・十分な換気設備を設置し、必要に応じて空調設備を設置すること。 ・男子用小便器は個別式便器とし、洗浄方式はセンサー感知式とすること。 ・洗面所はトイレ内に設置し、個別式とすること。 ・各トイレに設置する洋式便器は、温水洗浄便座の設置を配慮すること。 ・手すり、姿見、エアータオル、フック等を適宜設けること。 ・敷地が南北縦長の形状であり、建物も南北縦長になることが想定される一方、職員の離籍時間を短縮することが望ましいため、関係者トイレを建物端に設置する場合、反対側に2 か所目を設置すること。その際、2 か所目については個室（洋式便器 1 台）を可とする。
女子トイレ	1 か所以上	・男子トイレに準じること
その他	必要に応じて	

ウ 共通設備

監視カメラ		・観客動静に死角が生じないようにするとともに有事の際に確実に現場を撮影するほか犯罪の抑止効果を高めるため、鮮明に細部まで確認でき、夜間や暗所での監視においても効果的に映像を捉えられるような性能を有する監視カメラを設置すること。 ・状況確認のため、監視カメラの映像を記録・保存する映像録画装置を設置すること。
-------	--	--

3 業務実施に関する要求水準

(1) 共通事項

- ① 事業者は、要求水準書等及び技術提案書をもとに、設計、建設工事、工事監理及びその他関連業務等、「1 総則、4 事業範囲」に示す業務を適切に行うこと。特に、業務品質の確保を確実にするために、品質確保の体制やプロセスを適切に計画し、実行して管理すること。
- ② 事業者は、構成企業及び協力企業の業務内容に応じて、業務分担を具体的に定めること。また、代表企業が本市との調整、協議等における窓口役を担うとともに、構成企業及び協力企業が的確に業務を実施するよう業務全般の統括管理を行うこと。
- ③ 事業者は、事業契約締結後、速やかに事業マスター工程表(設計、建設工事、工事監理及びその他関連業務等)を提出し、本市が要求した事業スケジュール等に適合していることの確認及び承諾を受けること。なお、事業マスター工程表は、調整の上、必要に応じて随時更新し、都度提出すること。
- ④ 事業者は、事業契約締結後速やかに業務実施体制表を提出すること。業務実施体制表には、募集要項に配置を義務付けた監理技術者、建設主任技術者、設計主任技術者、現場代理人等の各技術者と、その役割について記載すること。統括責任者は、各業務間での必要な業務の漏れや、不整合その他の事業実施上の障害が発生しないよう必要な調整を行うこと。なお、原則として本プロポーザルにより提案した技術者は変更できない。やむを得ない理由により変更の必要が生じた場合は、本市と協議のうえ、本市が認める同等以上の技術者を配置すること。

(2) 設計に関する要求水準

事業者は、関係法令、条例等及び適用基準等を遵守し、要求水準書等に基づき、本事業に必要な設計を実施すること。

① 事前調査

ア 基本的事項

- (ア) 事業者は、「第1 総則、6 遵守すべき法令等」を踏まえ、本事業と関係する法令、制度、及び制約条件を調査し、要求水準書等の内容に即して、必要に応じて、関係機関等と協議の上、詳細な調査を行うとともに、設計における対応方針を検討し、設計図書に反映させること。
- (イ) 事業者は、設計の実施にあたり、福島県及び、郡山市の定める各条例等について調査し、該当する場合は条例等に基づき関係各課との協議など必要な手続きや申請等を行い、その結果を設計図書に反映させること。
- (ウ) 事業者は、設計及び建設工事にあたり必要な調査を実施する場合は、調査着手前に調査計画書を作成し、本市に提出して確認を受けた上で、必要な時期に適切に実施すること。また、必要な調査の実施後、調査の内容を取りまとめた調査報

告書を適宜提出すること。

- (エ) 工事期間中においても、一部駐車場の運営に支障をきたさない工事工程を検討すること。

イ 測量調査

本事業において必要となる測量調査は、事業者が適切に実施すること。

ウ 地質調査

本事業において必要となる地質及び土質調査（4 か所以上）は、事業者が適切に実施すること。

エ 周辺家屋調査

本事業において、事業者が周辺家屋の調査を必要と判断する場合は、事業者が適切に実施すること。

オ 電波受信障害調査

本事業において、事業者が電波障害調査を必要と判断する場合は、事業者が適切に実施すること。

カ その他受注者が必要とする調査

本事業を実施することにより、周辺地域に影響を及ぼすおそれがある場合には、事業者は、自らの責任及び費用において、法令を遵守のうえ、必要に応じて適切に、調査、分析及び検討を行うこと。

② 基本設計及び実施設計

ア 基本的事項

- (ア) 事業者は、本市と協議の上、基本設計及び実施設計の条件整理を行い、本市の承諾を受け、それを踏まえた設計を行うこと。

- (イ) 事業者は、要求水準書等に示された要求水準を踏まえ、建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備、外構、敷地造成等の各分野について、細部の検討を行うこと。

- (ロ) 事業者は、本事業の目的、基本方針を踏まえ、要求水準書等に規定した仕様について、事業者の責任において、それを上回る仕様を提案するなど更なる品質、性能の向上に努め、設計図書の作成を行うこと。併せて、契約金額を上限としてコスト管理を実施すること。

- (ハ) 必要に応じて、本市や関係機関等に設計内容を説明する資料を作成し、計画通知等各種申請及び届出の提出前及び建設工事の着手前に本市の承諾を得ること。また、建設工事及の着手後に設計図書の変更を行う場合も同様とする。

- (ニ) 基本設計及び実施設計の各検討段階での報告や打合せ資料等は、写真、イメージ図、グラフ等を活用し、視覚的に分かりやすくすること。また、必要に応じてイメージ図のほか、3次元ソフト等を活用し、常にわかりやすい説明を意識すること。

イ 設計変更

- (ア) 本市は、基本設計及び実施設計の内容に対し、設計の主旨を逸脱しない範囲で変更を求めることができる。

ウ 打合せ・協議・報告

- (ア) 事業者は、設計の着手にあたり、本事業の基本設計及び実施設計の各段階で設計に対する本市の要望を確認し、当該要望を設計図書へ反映すること。
- (イ) 事業者は、設計の遂行にあたり、本市と十分な打合せを行い、打合せ及び協議の結果については、記録等により適宜報告すること。
- (ウ) 事業者は、定期的に設計の進捗状況を報告するとともに、進捗状況に応じて、一部の設計図書を提出するなど、定期的に本市の確認及び承諾を受けること。
- (エ) 基本設計及び実施設計に関して関係機関等と協議を行ったときは、その内容について速やかに報告すること。
- (オ) 本市は、上記の報告の受付及び報告書の受領等により、設計、建設工事、工事監理の全部、又は一部について何ら責任を負担するものではない。

エ 工程管理

- (ア) 事業者は、要求される性能が確実に基本設計及び実施設計に反映されるよう、余裕をもった工程管理を行うこと。
- (イ) 設計の進捗管理は、事業者の責任において実施すること。

オ モニタリング

- (ア) 事業者は、設計の着手前に基本設計及び実施設計に関する設計工程表を本市に提出し、本市が要求した事業スケジュール等に適合していることの確認及び承諾を受けること。なお設計工程表は、調整の上、必要に応じて随時更新すること。
- (イ) 事業者は、基本設計及び実施設計に関する打合せ時に、必要な資料を本市に提示し、事業契約の履行にあたり事業者が履行すべき業務の内容及びその業務が満たすべき水準を満たしていることの確認を受けること。
- (ウ) 基本設計及び実施設計の状況について、本市の求めに応じて随時報告を行うこと。

カ 設計意図伝達

- (ア) 設計者は、施工担当者及び工事監理担当者に対し、基本設計及び実施設計に関する意図伝達を行うこと。
- (イ) 建設対象施設の設計内容に関する質疑等については、事業者の責任において回答書を作成し、本市に提出して確認及び承諾を受けること。
- (ウ) 建設対象施設の工事中に、やむを得ない理由により現場変更の必要が生じた場合は、本市の許可を受けた上で設計変更を行うこと。また、変更により各種申請手続き等が必要な場合には、事業者の責任において、これを行うこと。なお、その場合における申請関係手数料は、事業者の負担とする。

キ その他

- (ア) 本市の内部協議や、関係者への説明資料など、必要に応じて本市が求める資料の作成を行うこと。
- (イ) 要求水準書等を構成する各資料に示す内容に食い違いがある場合は、本市と協議すること。

③ 積算

- ア 事業者は、作成した実施設計図に基づき、科目、細目を含めた詳細な工事費内訳明細書を、最新版の「公共建築工事積算基準」に準じて作成し提出すること。
- イ 工事費内訳明細書とともに、積算数量算出書等の積算資料を作成し、本市に提出し確認を受けること。
- ウ 作成する積算資料の様式、書式等の詳細については、事前に本市に確認し、本市の指示に従うこと。

④ 各種許認可申請・届出等の手続き

- ア 事業者は、開発許可申請、計画通知及びその他の本事業の実施に必要な各種許認可申請、届出等を行い、申請等の手続きに関する関係機関等との協議の内容を本市に速やかに報告すること。特に、自転車競技法第五条に基づく「場外車券売場移転にかかる許可申請」について、経済産業省の許可が降りなければ現場施工に着手出来ないため、自転車競技法施行規則第十四条第一項に定められている図面等提出書類の作成や許可申請の時期など、発注者と十分に協議を行い、遺漏ないように努めること。
- イ 各種許認可、届出等の書類については、必要に応じて、事前に本市の確認を受けるとともに、その写しを本市に提出すること。また、各種許認可申請、届出等に必要な手数料は、本市の負担とする。（ただし当初分のみとする）
- ウ 各種許認可申請、届出等における敷地設定については、本市と協議の上、決定すること。

⑤ 書類の提出

事業者は、各段階において、次に示す書類を遅滞なく提出し、本市の承諾を受けること。

ア 設計着手前

事業者は、契約締結後、速やかに、設計工程表等、その他必要な資料を本市に提出し設計に着手すること。

イ 設計完了時

- (ア) 事業者は、設計を完了した時は、基本設計及び実施設計それぞれの完了時に該当する提出物を、本市に提出し承認を受けること。
- (イ) 基本設計図書及び実施設計図書の様式、書式等の詳細については、適用基準を確認するとともに、事前に本市の確認を受けること。

⑥ 設計定例会議

- ア 原則として毎月2回程度、設計内容やスケジュール等の調整を目的とて、定例会議を行うものとする。また、それに準じる会議として、必要に応じて、各種分科会を定例会議の後に行うものとする。
- イ 事業者は、会議資料を用意し、会議を進行するとともに、会議内容について都度書面(打合せ記録簿等)に記録するものとし、記録は出席者間で相互に確認し

たものを保管する。

(3) 建設工事に関する要求水準

建設工事は、実施設計図書に基づき、本市の要求を適正に反映した品質の施設を、安全に履行期間内で完成、引渡しするよう工程管理し、不具合がなく、満足度の高い建物を実現することを目的とする。

① 建設工事の施工

- ア 事業者は、工事着手前に、施工計画書及び工程表を作成・提出し、発注者の了解を得ること。併せて、工事実施体制表により、各技術者を工事の着手前までに配置すること。なお、建築施工主任技術者、電気設備施工主任技術者及び機械設備施工主任技術者について、工事着手時に提出した技術者に追加して配置する場合は、実施設計完了時まで資格や実績等に関する資料を本市に提出し、承諾を得ること。
- イ 事業者は、適用法令、適用基準等を遵守し、要求水準書等及び技術提案書、並びに設計にて作成した各設計図書に従って、本事業の建設工事を施工し、所定の検査等を受け、工事目的物の引渡しを行うこと。
- ウ 建設工事の対象は、要求水準書等に示されるものとする。
- エ 事業者は、工事の施工期間中、各関係者との連絡調整に努め、各工事が円滑に実施できるように協力すること。
- オ 事業者は、本市の求めに応じて随時施工状況に関する説明を行い、基本設計及び実施設計の設計意図が適正に施工内容に反映されるよう留意すること。
- カ 原則として毎月2回程度、工事内容やスケジュール等の確認、調整を目的として、総合定例会議を行うものとする。また、必要に応じて、各分科会を定例会議の後に行うものとする。
- キ 事業者は、会議資料を用意し、会議を進行するとともに、会議内容について都度書面(打合せ記録簿等)に記録するものとし、記録は出席者間で相互に確認したものを保管する。

② 留意事項

- ア 本事業の実施において必要となった電柱、ケーブル等の移設協議及び手続きを実施すること。これに伴う移設費は、関係者との協議による。
- イ 本事業の実施に支障となるため一時的に解体したものは、事業者の責任において現状復旧すること。
- ウ 本市は、必要と認めた場合は実施設計の変更を行うことができるものとする。この場合に必要となる各種申請については、事業者が行うものとする。

③ 現場事務所の設置

現場事務所については、本市と協議の上、原則として敷地内で本市が指定する場所に設置する。

④ 工事用電力・用水

着工から引渡しまでの建設工事及び試運転に必要な電力(本受電から引渡し

で)、ガス、水道などの料金(基本料金、使用料金)は、事業者が負担すること。

⑤ 廃棄物・副産物の適正使用・適正処理

建設に伴い、予期されない地中埋設物等が確認された場合は、本市と協議し、指示を受けること。また、当該地中埋設物等の解体等に要する費用については、合理的な範囲で本市が負担するものとする。

⑥ 作業日・作業時間

工事の作業日、作業時間については、法令等に則して、次に示す事項を遵守することを基本とするが、工事着手前に本市と十分に確認、調整を行い決定するものとする。

ア 施設開場時（車券販売時）の大型車両の進入については、本市と協議すること。

イ 残土搬出やコンクリート打設等、工事エリアへの車両出入りが多く見込まれる日は、原則として非開催日に設定すること。

⑦ 工事車両の通行

ア 工事車両の通行は、工事の各段階において、来場者、近隣住民、通行人等の安全を十分確保した計画とし、事前に本市及び郡山市と協議、調整を行うこと。

イ 工事車両の運行については、あらかじめ周辺道路の状況を確認し、事前に警察や道路管理者等と協議を行うこと。

ウ 可能な限り道路への影響が出ないように、工事車両通行道路における運行速度や適切な交通整理員の配置、案内看板の設置、道路の清掃等について十分に配慮すること。

エ 工事車両の路上待機は不可とし、駐車スペースは工事区画内に確保すること。
工事区画内に確保できない場合は、適切な待機場所を確保すること。

オ 公道、無料駐車場等を汚した場合は速やかに清掃を行うこと。

⑧ 保険の付保等

ア 本事業に関する工事を適正に遂行するにあたり、火災保険、労災保険、建設工事保険、その他の保険等に参加すること。

イ 事業者は、工事着手前に保険契約を締結したことを証明する書面(証紙等)の写しを速やかに本市に提出すること。

⑨ 非構造部材の耐震対策

大地震時においても安全な居住空間や避難経路を確保するために、天井材等の内装材、外装材、照明器具、家具等の非構造部材の破損、脱落、転倒について必要な対策を講ずること。

⑩ 施工段階における各種申請

施工段階における関係機関への各種許認可申請、届出等の手続等は、遅滞なく事業者が行うこと。

⑪ 写真撮影

工事期間中の定点、定期撮影を実施すること。撮影箇所、提出方法等については、

本市と協議し決定すること。

⑫ 書類の提出・常備

- ア 事業者は、施工スケジュール等の書類を、工事着手前の適切な時期に本市に提出し、承諾を得ること。提出時期については、本市の指示に従うこと。
- イ 建設部門が作成し本市に提出する全ての提出物は、監理部門責任者が確認した上で本市に提出し、承諾を受けること。
- ウ 使用資材承諾願、施工計画書、施工図等は、工種毎に作成し、当該工事の着手前までに本市に提出し、承諾を受けること。
- エ 施工体制台帳、下請負届出書は、下請負契約の都度作成し、提出すること。その他工事中の提出書類については、本市の様式により、適用については本市との協議による。
- オ 工事関係図書及び工事記録などは工事現場に常備し、本市の求めに応じて、提示できるように整理しておくこと。
- カ 事業者は、建設工事を完了した時は、管理時に必要な書類を提出し、必要な検査を受けること。

⑬ 進捗状況の報告と確認への対応

事業者は、工事の進捗状況及び出来高について毎月報告書(工事実施状況報告書)を作成し提出すること。

⑭ モニタリング

- ア 各工種の施工前に、施工計画書、施工図及び使用資材承諾願等を監理部門責任者が確認した上で本市に提出し、承諾を受けること。
- イ 工事の進捗状況、及び施工状況等について適宜本市に報告すること。
- ウ 工事期間中、協議の記録、指示事項への対応記録及び立会い状況写真等の記録を作成し、定期的に提出すること。
- エ 事業者は、本市への報告及び本市による工事現場における立会い時に、要求水準を満たしていることの確認を適宜受けること。
- オ 本市による要求水準の確認により、修補を求められた場合は、受注者は速やかに修補しなければならないものとする。

⑮ 近隣への配慮

- ア 建設予定地に、住宅及び商業施設が隣接していることを踏まえ、工事施工に起因して発生が予想される騒音、振動、悪臭、光害、電波受信障害、粉塵の発生、交通渋滞、その他工事により近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、影響を受ける範囲の対策について十分に配慮すること。なお、事前にポスティングや掲示、回覧等を用いて工事の予定や、環境への影響について周知させること。
- イ 施工方法、工程計画は、近隣及び工事に際し影響がある関係者に対して、本市と協議の上、事前に周知すること。
- ウ 施工中の近隣対応を適切に行い、その内容及び結果を速やかに本市に報告する

こと。

- エ 近隣への対応は、近隣からの連絡窓口となる担当者を事業者側で一本化し、施工の着手から完成まで対応すること。窓口担当者は、近隣対応専任である必要はなく、また複数名で行うことを可とする。

(4) 工事監理に関する要求水準

工事監理は、実施設計の内容が工事施工に反映されていることの確認、工事施工が要求水準を満たしていることの確認、履行期間に基づく予定工程管理、設計品質を実現する品質管理、必要な設計変更内容を工事へ反映させ、本事業の目的を達成することを目的とする。

① 工事監理

- ア 事業者は、建築基準法及び建築士法の規定(資格等)する工事監理者を選定するとともに、業務に支障をきたすことのないよう、技術的な知識を有し、工事監理を経験した者を選定すること。
- イ 事業者は、工事監理実施体制表により、工事監理に従事する管理技術者、建築(意匠)主任技術者、建築(構造)主任技術者、電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者(以下、総称して「監理者」という。)を、工事監理の着手前までに配置すること。
- ウ 監理者は、適用法令等、建築工事監理指針、適用基準等に基づいて工事監理を実施する。また、工事着手前に工事監理計画書及び工事監理工程表を作成し、本市と十分に協議すること。
- エ 監理者は、建設工事及び改修工事への立会い、検査、工事材料の試験、工場加工組立製作の試験又は検査等を行い、工程管理及び品質管理を行うこと。また、必要な指示を書面等により行い、その内容を本市へ報告すること。
- オ 監理者は、工事監理内容その他必要な事項を記録し、本市に提出すること。

② 施工段階における変更などの手続

- ア 監理者は、施工段階での各種行政手続、申請手続に関する関係機関との協議や実際の手続を、設計部門とともに滞りなく行うこと。
- イ 監理者は、施工段階での技術提案などにより発生した変更事項については、設計部門とともに機能、性能、品質、コスト、意匠性、工期を検証し、要求水準書等の内容に一致することを確認した上で、その変更について、本市の承諾を受けること。本市の承諾を受けていない変更については、一切認めない。

③ 主な業務内容

- ア 業務内容は、法定の工事監理、令和6年国土交通省告示8号の工事監理及び要求水準書等による工事監理とする。
- イ 監理者は、工事着手前に建設部門の作成する工程表、施工関係の書類などを確認するとともに、遅滞なく必要な届出手続等が行われていることを確認し、本市に報告すること。
- ウ 監理者は、工事着手前に、建設部門の作成する施工計画書、施工要領書、総合

図、施工図、製作図等により、実施設計図書で求める機能、性能、品質を確保、及び適用する基準等が遵守されているか確認し、本市の承諾を受けること。また、建設工事の各段階において、施工状況の確認や材料試験の立会、出来形や品質確認の検査等を漏れがないように行い、その結果を本市に報告すること。必要に応じて、建設部門と調整し、本市の立会、検査を受けること。

エ 監理者は、工事監理状況を「月間工事監理計画・報告書」、及び「月間工事監理記録表」により、毎月末締めでの進捗状況等をすみやかに本市へ報告し、必要に応じて随時の報告も行うこと。なお、報告書の様式や内容などは、本市と協議すること。

④ 留意事項

ア 監理者は、あくまでも第三者の立場、視点に立って工事監理を遂行すること。

イ 監理者は、実施設計図書に加えて、要求水準書及び基本設計図書に記載された内容も熟知した上で、機能、性能、品質、コスト、意匠性、工期、安全に留意して工事監理を実施すること。

ウ 監理者は、工程会議を円滑に行えるよう、建設部門やその他の会議出席者との調整を行うこと。

⑤ 書類の提出

事業者は、各段階において、次に示す書類を遅滞なく提出し、本市の承諾を受けること。

ア 工事監理着手前

事業者は、施工スケジュール等の書類を、工事監理の着手までに本市に提出し、工事監理に着手すること。

イ 工事監理完了時

事業者は、工事監理を完了した時は完了時に該当する提出物を本市に提出し、確認を受けること。

(5) 完成検査及び引渡しに関する要求水準

① 完成検査及び契約不適合責任点検

ア 事業者は、建設工事の完了時(部分完了を含む。)、引渡し時(部分引渡しを含む。))には、施工記録などを整備し、本市の確認を受けること。書類の提出や電子納品については、本市と協議して提出すること。

イ 事業者は、各種試運転確認、各種行政検査や、建設部門及び監理部門がそれぞれ完成自主検査を行った上で、本市の検査員による検査を受けること。検査に合格とされたときは、本市の指示に従い、引渡しを行うこと。また、引渡し時に本市等に対し、各種機器、器具等の取扱い説明を行うこと。なお、取扱説明は、必要に応じて複数回行うこと。

ウ 事業者は、本事業の完了から1年経過時点、2年経過時点で、本市の立会いのもとで、本事業の契約不適合責任点検を実施すること。点検の時期、方法、内容等の詳細は、工事目的物の引渡しまでに本市の承諾を得ること。

- エ 点検の結果、施工上の契約不適合責任が確認された場合、事業者の責任、及び費用により、当該契約不適合責任を修補すること。

4 提出書類

本事業の実施にあたり、提出する書類は以下のとおりとする。記載内容については、適宜、市と事業者で協議を行い、追加・修正を行う場合がある。その他必要な図書等については、市と協議のうえ提出すること。

(1) 計画書

① 事業全体に関する計画書

計画書名	事業計画書
提出時期	契約締結後速やかに
記載内容等	本事業に関するすべての業務の計画書とする。 ・各業務の実施予定企業 ・各業務の実施スケジュール ・統括責任者、監理技術者、各業務責任者の氏名及び連絡先 ・その他必要な事項

計画書名	事前調査計画書
提出時期	契約締結後速やかに
記載内容等	測量等事前調査を対象とする。 ・現地調査測量等の内容及び時期 ・その他必要な事項

計画書名	設計計画書
提出時期	契約締結後速やかに
記載内容等	設計、各種許認可等申請を対象とする。（設計仕様書を兼ねる。） ・実施企業とその業務内容・仕様 ・設計責任者の所属企業、経歴及び実績、保持資格、連絡先 ・設計、許認可申請等スケジュール ・その他必要な事項

計画書名	工事監理計画書
提出時期	業務着手の2週間前まで
記載内容等	工事監理を対象とする。（工事監理仕様書を兼ねる。） ・実施企業とその業務内容・仕様 ・工事監理責任者の所属企業、経歴及び実績、保持資格、連絡先 ・工事監理スケジュール ・その他必要な事項

計画書名	工事等計画書
提出時期	それぞれの工事着手の2週間前まで
記載内容等	造成工事、建設工事、什器・備品・家具の設置、 近隣対応・周辺対策、完成検査及び引渡しを対象とし、業務毎に提出すること。（工事等仕様書を兼ねる。） ・実施企業とその業務内容・仕様 ・建設工事責任者の所属企業、経歴及び実績、保持資格、連絡先 ・施工スケジュール ・各種検査内容とそのスケジュール ・各種調達については、調達予定品リスト ・その他必要な事項

(2) 報告書

報告書名	事前調査報告書
提出時期	調査を実施した都度
記載内容等	・調査日時、場所、調査結果 ・事前調査計画書との整合性の確認結果 ・その他必要な事項(事後調査を含む。)

報告書名	設計報告書
提出時期	月2回(協議により変更する場合もある。)
記載内容等	・設計進捗状況 ・各種協議内容及びその対応結果 ・その他必要な事項

報告書名	基本設計図書
提出時期	基本設計終了時
記載内容等	a. 建築(意匠) ・建築(意匠)設計図(A3、左記のほかPDFを1部提出、製本別途) ・基本設計説明書 ・工事費概算書
	b. 建築(構造) ・基本構造計画案 ・構造計画概要書

	・ 構造仕様概要書 ・ 工事費概算書
	c.電気設備 ・ 電気設備計画概要書 ・ 仕様概要書 ・ 工事費概算書
	d.機械設備 ・ 換気・空調設備計画概要書 ・ 給排水衛生設備計画概要書 ・ 昇降機設備設計図 ・ 仕様概要書 ・ 工事費概要書
	e.その他 ・ 調査表(様式10) ・ 法令チェックシート(様式11)
	f.資料 ・ 各技術資料 ・ 構造計算データ ・ 各記録書 ・ 工程計画書 ・ 設計調査表 ・ CADデータ(CD-RまたはDVD) ・ その他必要な事項

(注)・電子データ等の提出については、福島県電子納品に関するガイドラインによるものとし、レイヤー構成等については、業務着手時に監督職員と協議する。

- ・ 積算数量調書の作成は、営繕積算システム RIBC 2、または明積による。
- ・ 設計図書は電子納品 DRAWING フォルダ内にオリジナルデータ及び S F C データのほか、PDF データも作成する。
- ・ 書類は A 4 サイズ折りファイル綴じとし、各 2 部提出すること。

報告書名	実施設計図書
提出時期	実施設計終了時
記載内容等	a.建築(意匠) ・建築(意匠)設計図(A 3、左記のほかPDFを1部提出、製本別途) ・計画通知図書(控え) ・その他官公署手続き書類(控え) ・設計書(内訳書) ・見積書及び比較表 ・建築工事積算数量算出書 ・建築工事積算数量調書 b.建築(構造) ・建築(構造)設計図(A 3、左記のほかPDFを1部提出、製本別途) ・構造計画概要書(控え) ・構造計算書(控え) c.電気設備 ・電気設備設計図(A 3、左記のほかPDFを1部提出、製本別途) ・電気設備設計計算書 ・計画通知図書(控え) ・その他官公署手続き書類(控え) ・設計書(内訳書) ・見積書及び比較表 ・電気設備工事積算数量算出書 ・電気設備工事積算数量調書 d.機械設備 ・換気・空調設備設計図(A 3、左記のほかPDFを1部提出、製本別途) ・給排水衛生設備設計図(A 3、左記のほかPDFを1部提出、製本別途) ・昇降機設備設計図(A 3、左記のほかPDFを1部提出、製本別途) ・換気・空調設備設計計算書 ・給排水衛生設備設計計算書 ・昇降機設備設計計算書 ・計画通知図書(控え)

	・その他官公署手続き書類(控え) ・設計書(内訳書) ・見積書及び比較表 ・機械設備工事積算数量算出書 ・機械設備工事積算数量調書
	e.その他 ・防災計画書(控え) ・省エネルギー関係計算書(控え) ・地質調査報告書 ・土質標本(各位置毎 1 箱) ・業務計画書 ・構造計画書(様式 9) ・調査表(様式 10) ・法令チェックシート(様式 11) ・設計積算チェックシート
	f.資料 ・各技術資料 ・構造計算データ ・各記録書(打合せ記録、検査記録 ほか) ・諸官署届出必要書類一覧表(設計時(着工前)、施工時、竣工時) ・CADデータ(CD-RまたはDVD) ・その他必要な事項

(注)・電子データ等の提出については福島県電子納品に関するガイドラインによるものとし、レイヤー構成等については、業務着手時に監督職員と協議する。

- ・積算数量調書の作成は、営繕積算システム RIBC 2 による。
- ・設計図書は電子納品 DRAWING フォルダ内にオリジナルデータ及び S F C データのほか、PDF データも作成する。
- ・書類は A 4 サイズ折りファイル綴じとし、各 2 部提出すること。

報告書名	工事監理報告書
提出時期	月 1 回
記載内容等	・工事監理結果 ・工事進捗状況 ・その他必要な事項

報告書名	施工報告書
提出時期	月 1 回
記載内容等	・ 施工実施結果 ・ 工事進捗状況(週報・月報含む。) ・ その他必要な事項

報告書名	完成図書
提出時期	本件施設引渡し時
記載内容等	・ 工事完了届 ・ 工事記録写真 ・ 竣工図：建築(付帯施設、外構等を含む)、設備(電気、機械、ガス等)、その他備品等の配置各々につき、製本図(A 1 製本、A 3 製本 A 4 観音)を各 2 部 ・ 杭処理後の杭埋設状況図(杭処理をした場合) ・ 建築設備、その他備品等の取扱説明書 ・ 竣工写真(内外全面カット写真計 50 カット程度をアルバム形式) ・ 竣工調書 ・ 工事費内訳書 ・ 品質管理・安全管理報告書 ・ 空気環境測定結果報告書 ・ 実施設計との整合性の確認結果 ・ その他必要な事項 ※上記内容の電子データを 2 部提出すること。(指定フォーマット C D-R または D V D)

別紙 建築設計図面作成標準

(1) 図面リスト・記載内容

① 基本設計

成果物		縮尺	摘要
建築 〔意匠〕	仕様概要表 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） 矩計図（主要部詳細） 計画説明図 工事費概算書 日影図 透視図 各種技術資料 仕上表 面積表及び求積図	1/100 1/100 1/100 1/20	工事の概要を併記する
建築 〔構造〕	基本構造計画案 構造計画概要書 仕様概要書 工事費概算書 各種技術資料		
電気設備	電気設備計画概要書 仕様概要書 工事費概算書 各種技術資料		
機械設備	空調設備計画概要書 給排水衛生設備計画概要書 昇降機設備計画概要書 仕様概要書 工事費概算書 各種技術資料		

注）建築（構造）及び電気、機械設備の成果図書は、建築（意匠）基本設計の成果図書の中に含めることもできる。上記に示す縮尺については作図前に確認することとする。

② 実施設計

成果物		縮尺	摘要
建築 意匠	表紙及び図面目次		工事の概要を併記する
	工事仕様書		
	仕様概要		
	仕上表		
	面積表及び求積図		
	敷地案内図		
	配置図		
	平面図(各階)	1/100	
	断面図	1/100	
	立面図(各面)	1/100	
	矩計図	1/20	
	展開図	1/50	
	各伏図	1/100	
	平面詳細図	1/20	
	断面図詳細図	1/20	
	各部詳細図	1/20	階段を含む
	部分詳細図	1/5	
	建具キープラン	1/200	
	建具表	1/50	
	外構図		
	外構詳細図	1/20	
	計画通知図書		
	日影図		
	透視図		
	構造設計図		杭、基礎、梁、床版等
	(ア) 伏図	1/100	
	(イ) 軸組図	1/100	
	(ウ) 配筋リスト	1/100	
	(エ) ラーメン配筋図	1/100	
	(オ) 各部断面図	1/100	
	(カ) 標準詳細図	1/100	
	(キ) 各部詳細図	1/100	
	仕様書		

(注) 建築(構造)の成果図書は、建築(意匠)実施設計の成果図書の中にも含めることもできる。

上記に示す縮尺については作図前に確認することとする。

(注) この表にないもの又は、この表によることが適当でないものは、便宜作成する。

電 気 設 備	表紙及び図面目次 工事仕様書 材料指定表 敷地案内図 配置図 各階平面図 各部詳細図 電灯設備図	1/200～1/600 1/200～1/600 1/100～1/200 1/20～1/50	構内配線を併記してもよい。 構内配線を併記してもよい。 ※ 1 ※ 2
	動力設備図 受変電設備図 避雷設備図 構内情報通信網設備図 電気時計拡声設備図 インターホン設備図 テレビ 共同受信設備図 火災報知設備図 中央監視制御設備図 防犯設備図 構内配線経路図 機器仕様 各系統図		姿図、結線図等併記し明確にすること。 ※ 3

(注)(1)原則として各設備、各階ごと原図 1 枚とする。ただし複雑にならないければ併記してもよい。

(2)引込み等屋外工事及び別途工事との関係を明確にする。

(注)配管、配線の複雑な個所は平面、断面、展開図等を詳細に作成し主体工事とのおさまり及び他工事との取合いを明確にすること。上記に示す縮尺については作図前に確認することとする。

(注)(1)既設、将来部分で本工事に関連ある部分は明確にすること。

(2)凡例を併記しても良い。

機械設備	表紙及び図面目次		
	工事仕様書		
	機材指定表		
	敷地案内図	1/200～1/600	
	機器表・器具表		
	配置図	1/200～1/600	配置図には引込管等の構内は配管を併記してもよい。
	各階平面図	1/100～1/200	※ 1
	各部詳細図	1/20～1/50	※ 2
	各系統図		階高を記入する。
	機器図	1/10～1/50	
	空気調和設備図		
	換気設備図		
	排煙設備図		
	衛生器具設備図		
	給水設備図		
	排水設備図		
	給湯設備図		
	消火設備図		
	厨房機器設備図		
	ガス設備図		
	昇降機設備図		
	自動制御設備図		
	特殊設備図		
	屋外設備図		

(注) 担当者の指示により給排水衛生設備部門、空気調和・暖房・換気・排煙部門、昇降機部門ごとに分け部門ごとに構成する。

- ※ 1 (1) 各設備・各階ごと原図 1 枚を原則とする。
(2) 1/100 を原則とし、1/200 の場合は複雑な個所は詳細図を書く。上記に示す縮尺については作図前に確認することとする。
- ※ 2 (1) 機械室・便所等複雑な個所は平面、断面、展開図等も作成する。
(2) 他の工事とのおさまり・取り合いを明確にする。